

特名随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育センター エレベータ保守点検業務委託

2 契約の相手方

フジテック株式会社

3 随意契約理由

当該保守物件はフジテック株式会社が設置したものであり、その構造、性能、内容等について熟知しており、業務実施についてはフルメンテナンスを行っており、重要な交換部品等についても保守点検内容に含まれています。

また、機器技術にも精通し、部品交換も自社製であるため調達が容易であり、故障等における緊急対応の可能な設置メーカーであるため、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市教育センター 管理担当

(電話番号 06-6572-0263)

随意契約理由書

1 案件名称

教職員情報システムハウジングサービス業務委託 長期継続

2 契約の相手方

NEC ネットエスアイ株式会社

3 随意契約理由

教職員情報システムは、平成29年4月1日にシステム再構築を行い、当初導入されたサーバ機器等が令和3年12月31日にリース期間満了を迎えたことに伴い、令和4年1月稼働で機種更新を行い、運用しているものである。

本来であれば機種更新に合わせて当該サーバ機器等を設置するデータセンター及びハウジングサービス業務委託の調達を行うところであったが、当初導入機器のハウジングサービス業務を委託していた江坂データセンター（以下、「江坂DC」という）には、教職員情報システムの他に、連携する業務システムの認証連携を担う統合認証システムや、校園ネットワーク業務システム、教職員勤務情報システム、健康管理システム、校務支援システムといった校務系システムばかりでなく、学習系である教育ICT基盤も設置されており、同一場所に関連するサーバ群が集約されていた。

これらのサーバ群と同一施設内で運用することにより、DC間のネットワーク回線等の準備、データ連携にかかる各種設定の変更を要することなく教職員情報システムが管理する人事情報や給与情報が即時に連携することを可能にし、障害による切断等のリスクを回避したネットワーク通信の確保により日々のシステム間のデータ連携がスムーズに行われることで効率的な運用が確立されていたため、今後のデータセンター全体の計画を検討することを前提に令和4年度末までの期間限定で機種更新後の機器についても江坂DCに設置し、ハウジングサービス業務委託の契約を締結した。

この間、令和2年12月25日に国により策定された「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」に基づき、本市教育系システムにおいても情報システムの標準化、クラウドサービスの活用を前提としたシステム全体の最適化を検討していく方向性が示されたことを受け、校務系のうち教職員の事務に関するシステム群については、令和7年度(2024年)から令和8年度(2025年度)の期間にクラウドサービス化に向けた再構築を行う予定とし、以降は現在江坂DCに設置されている業務システム群のサーバ設置場所（ハウジング）を準備する必要はなくなる見込みである。

そうした状況に加え、既に設置済み且つ稼働中のサーバ等機器の移設を行えばデータセンター間のネットワーク回線等の準備、データ連携にかかる各種設定の変更による追加コストの発生、現状安定稼働している各システムの変更作業による障害リスク等、当該システムのみならず連携する他システムに及ぼす影響をも考慮する必要が生じる。

以上の理由から、本案件については当該機器のリース満了時まで引き続き江坂DCを利用するものとし、地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号の規定により、令和5年4月1日から令和8年12月31日までNEC ネットエスアイ株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター給与・システム担当（電話番号 06-6115-8059）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市教育情報ネットワークヘルプデスク構成管理等業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

本案件は、学校園の学習環境で活用される大阪市教育情報ネットワークにおいて、令和4年度に小学校1年生用のGIGA端末及び家庭貸出用モバイルルータ（以下「端末等」という。）の利用を開始したことにより、接続端末等の管理、各学校のネットワーク配線等ドキュメント変更管理、児童数及びクラス数増減に伴う端末等の増減や移設情報管理、無線アクセスポイントや端末の通信接続状況管理に関して、一元的に把握し適切に管理することを目的としている。

学校園で教員児童生徒が利用している大阪市教育情報ネットワークにおいては、全ての接続機器の管理や、それらの機器配備状況及び接続状況を一元的に管理するため「大阪市教育情報ネットワークにかかるヘルプデスク及び構成管理等業務委託」の契約を締結しているが、構成管理等業務委託において構成管理データベースを構築し、大阪市教育情報ネットワークに接続される機器はすべてデータベースによる管理を行っており、当該業務における端末等についても同様に、構成管理データベースにより学校園全体として全校分を一元的に管理する必要がある、当該業務に伴うヘルプデスク対応業務についても必要になってくる。

また、構成管理データベースによる管理を行うことに加え、児童数増減に伴う端末等の再配備を既存の端末の再配備と併せて実施すれば、既存の配送ルートを使用することにより、迅速な対応が可能となり安定的な運用が図られるものである。

そのため当該業務は、「大阪市教育情報ネットワークにかかるヘルプデスク及び構成管理等業務委託」とは密接不可分であり、現行の受託者である(株)日立製作所関西支社以外の事業者が履行することは、一元的な管理ができず、構成管理業務における責任の所在が不明確となり、適切な端末等の運用管理において著しい支障が生ずるおそれがある。

以上のことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター

給与・システム担当（電話番号 06-6115-7922）

随意契約理由書

1 案件名称

統合認証システム保守・運用支援業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

大阪市教育委員会事務局では、平成 22 年度稼働の校園ネットワーク業務システムを始めとして、校園業務の情報化を順次進め、効率化・高度化を図ってきた。校園の利用者は、校園ネットワーク業務システム、校務支援システム（S K I P ポータル含む）、教職員勤務情報システム、教職員健康管理システムなど業務に合わせてシステムを利用しており、学校園の利用者はシステム毎に ID・パスワードを入力する必要があるため、非常に煩雑な作業となっていることと、パスワード忘失等セキュリティ面での課題があった。

このような状況を踏まえ、セキュリティ面の強化及び利用者の利便性向上を目的に平成 29 年 8 月にシステムアカウントを統合管理し、シングルサインオンを可能とする統合認証システムを稼働させているが、同システムは日本電気株式会社により構築・サービス提供されているものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、日本電気株式会社が本業務を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、本案件について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により日本電気株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により特名随意契約を行う。

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
統合校務支援システムグループ（電話番号 06-6115-8059）

随意契約理由書

1 案件名称

教職員勤務情報システム保守・運用支援業務委託

2 契約の相手方

アマノ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

教職員勤務情報システムは、職員証兼 I C カードから、職員の出退勤時刻データを収集するためのカードリーダー機器と、転送されたそれらの打刻情報を処理するソフトウェアにより構成される。

本システムのソフトウェアはアマノ株式会社が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知れないものである。そのため、本システムは、アマノ株式会社が保守および運用支援を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター

給与・システム担当（統合校務支援グループ）

電話番号：06-6115-8059

随意契約理由書

1 案件名称

教職員情報システム保守・運用支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ 関西支社

3 随意契約理由

平成 29 年 4 月から稼働した再構築後の教職員情報システム（以下「教職情 S」という）について、本システムが日々安定的に稼働し、常に有用かつ安全なシステムであり続けるように適切な状態の維持及び、障害発生の未然防止を図るとともに、万が一の障害や故障に対しても、可能な限り迅速に正常時の状態に復旧させる必要がある。

本業務委託においては、教職情 S の外部環境や内部環境の変化に対しても、最低限必要な範囲内での対応を行うことにより、変化に応じた適切な状態を維持保全することを目的とする。

また、教職情 S の運用について、個々の設定変更の際にシステム全体に与える影響を想定し、プログラムやパラメータの設定変更が必要になった場合は短時間での確実な対応を求めることを目的とする。

上記の目的から、システムを安定して稼働させるためには、平成 27 年度より教職情 S の開発を行い、令和 3 年度に機種更新を行った、システム全体の影響を把握している受注者の保守・運用支援が必要不可欠である。

そのため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号の規定により、株式会社日立システムズと随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
統合校務支援グループ（電話番号 0 6 - 6 1 1 5 - 8 0 5 9）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育情報ネットワーク基盤におけるテレサポート機能の拡張による保守・運用に関する業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

大阪市教育委員会事務局では、文部科学省が平成 29 年 10 月策定（令和 3 年 5 月に改訂）した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」への準拠や校務系・学習系それぞれで整備しているネットワーク・パソコンの統合による教職員の利便性の向上などを目的に学校園に対して令和 4 年 3 月下旬にかけて大阪市教育情報ネットワークを構築した。大阪市教育情報ネットワークでは Microsoft 社のクラウドサービス（Microsoft Azure）を利用して、教職員や児童生徒の ID 作成や管理、利用するパソコンの管理や利用状況の把握、ネットワークの監視、セキュリティ（ウイルス）対策など、総合的な管理運用を実施している。

本業務委託は、大阪市教育情報ネットワークにて導入しているテレサポート機能の同時利用者数の拡張による保守・運用を行うための業務である。

大阪市教育情報ネットワークでは、テレサポート機能（各学校園に貸与している端末を自宅へ持ち出し、自宅のインターネットを利用して学校園と同様の環境が利用できる機能）を導入しているが、Microsoft Azure 環境等の制限から同時利用者数に上限を設けている。

しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大や国の働き方改革への推進などの状況を鑑み、同時利用者数が増えることから現在のテレサポート機能を令和 4 年度に拡張し、同時利用者数を増加させた。

「大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守（契約期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日）」では大阪市教育情報ネットワークの事業者である日本電気株式会社 関西支社と契約締結し、テレサポート機能の設計・運用を行っており、本業務はそのテレサポート機能の設計に関する業務とその品質管理にかかる業務と密接不可分の関係にある。

そのため、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター 給与・システム担当（電話番号 06-6115-8071）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育情報ネットワーク基盤におけるメール機能の保守・運用に関する業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

大阪市教育委員会事務局では、文部科学省が平成 29 年 10 月策定（令和元年 12 月に改訂）した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」への準拠や校務系・学習系それぞれで整備しているネットワーク・パソコンの統合による教職員の利便性の向上などを目的に学校園に対して令和 4 年 3 月下旬に大阪市教育情報ネットワークを構築した。大阪市教育情報ネットワークでは Microsoft 社のクラウドサービス（Microsoft Azure）を利用して、教職員や児童生徒の ID 作成や管理、利用するパソコンの管理や利用状況の把握、ネットワークの監視、セキュリティ（ウイルス）対策など、総合的な管理運用を実施する予定をしている。

本業務委託は、現在構築中の大阪市教育情報ネットワークのクラウドサービス上で教職員及び組織（学校園）が外部との連絡手段として利用するメール機能の構築・運用を行うための業務である。

メールにおいては昨今、ランサムウェアや標的型攻撃など多種多様な手段を使ってウイルス感染させ、情報漏洩が発生するケースが増えており、添付ファイルや本文に記載されている URL を利用したウイルス感染が多く発生しており、メール機能においてもセキュリティ対策が必要であることから、「大阪市教育情報ネットワーク基盤におけるメール機能の設計に関する業務委託（契約期間令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月）」にて大阪市教育情報ネットワークの事業者である日本電気株式会社 関西支社と契約締結済し、メール機能の設計・構築・運用を実施した。本業務はそのメール機能の設計に関する業務とその品質管理にかかる業務と密接不可分の関係にある。また、当該事業者は「大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守（契約期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日）」でネットワーク全体の管理・運用・セキュリティ対策を実施している。以上のことから同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、地方自治施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター

給与・システム担当（電話番号 06-6115-8071）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市教育局情報ネットワーク基盤における Google Workspace for Education 保守・運用業務委託

2 契約の相手方

株式会社ストリートスマート

3 随意契約理由

大阪市教育局事務局では文部科学省の「GIGA スクール構想の実現」に基づき、「令和2年度 学校教育 ICT 活用事業 学習者用端末等機器一式 買入（第1ブロック）」にて学習者用端末を調達した結果、Google 社製の Chrome OS（以下、「Chromebook」）が整備された。

令和4年3月に構築した大阪市教育局情報ネットワークでは、Microsoft 社製の Windows OS 環境のみの構築・運用としているため、大阪市教育局情報ネットワークで、Chromebook を利用するには、新たに Google Workspace 環境をクラウド上に構築する必要があるが、学校現場での利用を止めないようにするためには、既存のネットワークから大阪市教育局情報ネットワークへの切り替えを一斉に行わなければならない。しかし、ネットワークの切り替えには、ネットワークだけでなく、ネットワーク機器、教職員及び児童生徒のパソコン全てを設定変更しなければならず、大阪市教育局情報ネットワークを利用する約 480 拠点を一斉に変更することはできないため、既存の Google Workspace 環境を引き続き利用しなければならない。

既存の Google Workspace 環境は当該事業者が、令和3年度7月15日付け「大阪市教育局情報ネットワーク基盤における Google Workspace for Education 構築・運用保守業務委託」にて構築し、本件はその運用保守業務委託であるが、そのプログラム等具体的内容は、他業者には知れないものであるため、当該事業者が本業務を行うことができる唯一の事業者である。

以上の理由により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター

給与・システム担当 学校園ネットワーク基盤グループ

（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名

校園ネットワーク業務システム保守・運用支援業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

学校運営支援センターでは、平成 2 年度から稼働している学校財務会計システムについて、校園ネットワークの利用、業務プロセスの改善を行い、より効率の高い事務執行を実現するため、平成 19 年度から平成 26 年度まで、総合評価一般競争入札による長期継続契約を締結し、平成 19 年度から 21 年度はシステム開発を、平成 22 年度以降は運用保守にかかる業務を委託しており、平成 27 年度・令和 2 年度に機種更新を行い、令和 4 年度においても保守・運用支援業務を委託するものである。

このシステムの保守および運用支援を行うには、システムの構造や内容を把握している必要があり、本システムを開発した富士通 Japan 株式会社が、唯一、現システムの構造や内容を把握している業者である。

また、異なる業者が保守を行った場合、既に対応済の保守事項との責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

そのため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号の規定により、富士通 Japan 株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
統合校務支援グループ（電話番号 0 6 - 6 1 1 5 - 8 0 5 9）

随意契約理由書

1 案件名称

学校教育 ICT 活用事業 大阪市立学校への ICT 活用支援業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本案件の ICT 活用支援業務では、危機管理対応下での学びの保障の重要性を鑑み、すでに各教員が習得したオンライン学習のノウハウをより充実させ効果的な学びを進めていくほか、各機能やアプリを活用して I C T を活用した学習指導の深化を図っていく必要がある。

本業務では ICT 機器の操作方法やアプリケーションの活用方法だけでなく、校内の ICT 活用促進に向け、授業計画作成と教材作成、課題解決に向けた利活用対策について各学年の特性にあわせた支援を集中して実施し、ICT 機器を活用した授業の円滑な実施を支援する。加えて、校内での教員研修の実施や、学校内の授業における I C T 利活用支援、教員による学校内への支援スキルの定着を図るマネジメント支援等を通して「わかる授業」「個に応じた指導の充実」の個別最適化された学びの実現を積極的に支援するものである。

令和 4 年度にネットワークの再構築が完遂し、校内のインターネット接続環境の改善がなされ、平時の I C T 活用についてもより推進されていく中で、教員のスキル向上の重点施策として、これまで判明した課題、各校のニーズに応じた支援を引き続きすすめていくこととしている。

本業務の遂行にあたっては、本市のネットワーク、学習系システム、次世代学校支援システムなどの、本市全体の ICT 環境及び各校における課題状況を熟知しているとともに授業内容及び学校運営にも理解がある必要がある。

現在、「大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守業務委託」、「大阪市学習系システム構築・運用保守業務委託」及び「次世代学校支援システム運用保守業務委託」を受託し、システムプログラム等の内部構造に精通しているのが当該業者のみであり、当該事業者のみが円滑、的確かつ迅速に学校支援をおこなうことができる。

以上のことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
(TEL 06-6115-8061)

随意契約理由書

1 案件名称

校園ネットワークシステム保守・運用支援業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社 関西支社

3 随意契約理由

学校運営支援センターでは、平成2年度から学校財務会計システムを稼働し、平成22年度からは学校財務会計システムの拡充整備に伴い稼働した校園ネットワーク業務システムにより各種事務処理を行っており、これらシステムは校園ネットワークを利用しているが各機器及び各業務システムは一体性を持ち、全体的に整合性が確保されたネットワークシステムを保持する必要がある。

ネットワークシステムの保守・運用支援を実施するに当たっては、機器構成、各種ネットワークサーバ、ネットワークの基盤構成並びに各業務システムの構造及び環境を把握している必要があり、本システムを開発した富士通 Japan 株式会社（当初開発した富士通株式会社の自治体担当部門を令和3年4月1日付統合）が、唯一、現システムの構造や内容を把握している業者である。

また、異なる業者が保守を行った場合、既に対応済の保守事項について責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上により、諸条件を満たし業務を履行できる業者は上記業者のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、富士通 Japan 株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
学校園ネットワーク基盤グループ（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システム運用及び保守業務委託

2 契約の相手方

中央コンピューター株式会社

3 随意契約理由

奨学費及び特別支援教育就学奨励費において、申請にかかる市民の負担軽減や市税事務所における課税証明書発行業務の軽減、事務局業務の簡素化を図るため、平成 21 年度に奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システムの整備を実施したところである。

当該システムの開発にあたっては公募型指名競争入札により決定された上記業者と契約締結し、システム開発を行ってきた。

システムの運用については、システムプログラム上のトラブルだけでなく、機器本体（リース）との性能上の問題や操作方法との連動性、住民情報を始めとする他システムとの運用上の支障など多岐にわたる要素があり、予期せぬ障害そのものも複合的な要因により発生するケースが想定される。住民基本情報や課税情報、生徒情報を始めとする重要かつ大量の個人情報を取り扱うシステムであることや、障害発生時の対応においては、限られた期間で行う業務である認否審査業務や支給業務に影響があることから、障害復旧に緊急性を要する。また、業務の実施状況によっては、プログラムの修正を行い機能の追加や画面変更、帳票修正等といった改修が生じるので、柔軟に即応できる態勢が必要となる。したがって、当該システムの運用保守管理にあたっては、当該システムに関する専門的な知識と技能を有する必要性があり、当該業者でないと実施できない状況にある。

なお、他業者へ委託した場合、障害発生時に責任の所在が不明確になり、システム運用の保証ができなくなる。

こうしたことから、本契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するので、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター

事務管理担当 （電話番号 06-6115-7641）

随意契約理由書

1 案件名称

プールろ過機保守点検業務委託

2 契約の相手方

光伸株式会社

3 随意契約理由

プールろ過装置は、ポンプによりプール水を引き出し、不純物を取り除いた後、プールへ還流するものであり、プール使用期間中は常時使用している。

ミウラ化学装置株式会社製ろ過装置は、そのろ過システムにおいて特許を取得しており、同社製ろ過装置の保守は専門の知識を要するため、同社の専属代理店以外にて実施することは困難である。

光伸株式会社は、ミウラ化学装置株式会社製ろ過装置の唯一の専属代理店契約相手方であるため、光伸株式会社に本業務を委託するもの。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター学務担当

(維持運営費グループ：電話 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

図書館資料装備業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

株式会社図書館流通センター関西支社

3 随意契約理由

令和 5 年度の中央図書館新刊図書の買入については、装備付を条件として上記業者と契約予定であり、上記業者は中央図書館内の装備作業用スペースにおいて見計らい（見本図書による購入選定）後の新刊図書を装備している。

今回契約依頼する装備業務は、装備付で買入する新刊図書以外の各種資料（市立図書館全館の直販図書・視聴覚資料、中央図書館の寄贈図書・寄贈雑誌など）についての装備及び資料の保管換え等にかかる変更装備を行うものである。

これを同一業者に委託することで、資料移動に伴う時間的ロスと運搬のための物流コストも発生することなく効率的である。さらに、装備にかかる消耗品もまとめでの発注となり、コスト減につながることから経費の節減が図れるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立瑞光中学校（１，２学年及び職員室分）給食調理・配送等業務委託

2 契約の相手方

イトランド株式会社

3 特名随意契約理由

令和３年４月１日に大契委第 5001 号「大阪市立大桐中学校外 1 校給食調理・配送・配膳等業務委託長期継続」を契約締結し、令和 3 年度の 2 学期から、親校を大桐中学校、子校を瑞光中学校とした親子方式による給食を実施しているところであるが、親校・子校の両校において、親子方式による給食実施計画策定当時に見込んでいた食数より増加傾向にあることから、このまま大桐中学校で両校分の給食調理を継続していくことが極めて困難な状況となっている。

しかしながら、大桐中学校の給食室には、これ以上調理負担を軽減するために設備を増設するための場所もなく、現在の運用を継続することは事故発生リスクもあり、安全な給食提供に支障をきたす恐れがあるため、令和 5 年度より親子関係の組合せを見直すこととした。

現在、瑞光中学校全校分の給食を 1 校で調理できる学校は近隣にないため、令和 5 年 4 月から当面の間、2 校で分けて瑞光中学校分の給食を調理することとし、現在の親校である大桐中学校で瑞光中学校の 3 学年分を、以前令和 3 年度 1 学期まで瑞光中学校（１，２学年及び職員室分）の親校を担っていた実績のある大隅西小学校で残りの 1，２学年及び職員室分の給食調理を行う。

親校の選定にあたっては、近隣校の給食室の規模や設備、学校間の距離等を検討した結果、瑞光中学校の親校となり得る条件が揃っている学校は大隅西小学校以外にないことを確認している。

今回、親校となる大隅西小学校の給食調理については、令和 3 年 4 月 1 日にイトランド株式会社と契約締結した大契委第 5037 号「大阪市立大隅東小学校外 1 校給食調理等業務委託長期継続」により実施しているが、本業務を同一業者以外のものに履行させた場合、一つの給食室内に複数業者が存在することになり、事故等の不具合が生じた際の責任の所在が不明確になる。

上記の理由から、本業務を請け負える業者は、大隅西小学校の給食調理業務を受託しているイトランド株式会社のみであるため、特名随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 給食G（電話番号 06-6208-9143）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市立学校児童・生徒心臓検診診察・判定業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人大阪府医師会

3 随意契約理由

本業務は児童・生徒の心臓疾患について心電図の判読および診察等により判定を行うものであり、小児循環器内科の専門医による実施が不可欠である。

全市立学校児童生徒の心臓検診の判定については、学校間での判定結果の差異をなくすため、統一的に対応できる事業者へ一括で委託する必要がある。

また、児童生徒の健康診断については、学校保健安全法により毎年6月30日までに完了しなければならないと定められている。

本市は学校数・児童生徒数が多いことから、診察を行う医師についても多数の人員が必要である。

上記の理由により、心臓検診に精通した府内各地の大学病院等の専門医を統括している一般社団法人大阪府医師会に本事業を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ
（電話番号 06-6208-9141）

随意契約理由書

1 案件名称

医療費援助事務機械計算業務委託

2 契約の相手方

T I S 株式会社

3 随意契約理由

本件については本業務機械計算にあたりシステムを使用しているが、当該システムは一部に上記業者のプログラムを使用しているため、上記以外の業者が使用することができない。

上記以外の業者での入力作業を行うには本市の発行している学校医療券の様式と各医療機関に付番している医療機関コードとを連携させた新たなシステムの構築と現在蓄積し使用している振込先情報の入力を行う必要がある。このため、他者と契約を行うとシステム設計費用をあらためて計上する必要があるが生じる。

さらに、本業務の成果物の一つである「支払通知書」については、本市の支払い先である各医療機関あてに送付しているものであり、契約相手方の変更により仕様が変更された場合、各医療機関側での事務手続きにも支障をきたすこととなる。

上記 2 点について、本業務機械計算にかかるシステムを使用することができるのが上記業者に限られることにより、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当（電話番号 06-6208-9141）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立学校給食用食材提供業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人大阪市学校給食協会

3 随意契約理由

本案件は、大阪市立学校で使用する学校給食用食材の調達、管理、各校への配送、食材納入業者への食材費の支払代行業務等（以下「食材調達」という。）を通年で実施するものであり、平成 26 年 8 月までは（財）大阪市給食協会（現在の（公財）大阪市学校給食協会）への交付金事業として実施してきたが、当時の市政改革プランに基づき外郭団体との競争性のない随意契約を見直し、平成 26 年 9 月から食材調達の公募を行うことで、同協会の外郭団体指定を解除した。

食材調達業務の公募については、競争性が働くような契約形態がふさわしいかを検証するため、これまでさまざまな手法や形をとってきたが、その都度 1 者入札という結果に終わり、市場調査を行っても「初期投資の回収のためには 3 年間の契約期間は短い」「規模が大きく 1 者では不可能（地域 4 分割でも大きい）」「日々の配送業務（不備のある食材の交換対応を含む）の請負が難しい」というところが参加を懸念する理由であった。

この状況を受け、令和 2 年 9 月 25 日開催「第 183 回大阪市入札等監視委員会」が開催され、委員による審議では今後の本業務に対する市場での競争を促すための契約形態案として「規模」や「配送業務分割」等の議論となったがそれぞれ懸念事由がありこれまで実施してきた契約形態以外とすることは難しいことから、適正な競争性を確保するという観点からも、新規参入業者の参加しやすい方法を検討しつつ、今後、新規参入業者が見込めないのであれば、発注方法を考え直すことも含め検討すべきといった意見を得た。

次期契約形態の方針を決定するため、他都市状況を参考とすることで新規参入業者の可能性について判断することとし、本市と同等規模の自治体（横浜市、名古屋市、京都市、神戸市）及び近隣の堺市に確認したところ、現時点でもこれまでと同様、これら自治体に所在する給食協会等との特名随意契約や交付金措置等をしている状況に変わりはなく、本市においても、現状、契約の相手方以外には参入できる業者はいないものとする。

上記理由により、令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで上記事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当（電話番号：06-6208-9143）

随意契約理由書

1 案 件 名 称

校務支援システムにおける「大阪市小学校学力経年調査結果」運用保守業務委託

2 契 約 相 手 方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

大阪市小学校学力経年調査（以下「経年調査」という。）の主な目的として、「児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析する」があり、その目的達成のため、児童一人一人のこれまでの経年調査の結果及びこれに基づく分析内容を校務支援システム用に加工したうえで、同システムに掲載し全教員が日常的に使用している。

同システムについては、上記2の事業者が開発したものであり、学校運営支援センターシステム担当にて発注し令和5年4月1日付け契約した「校務支援システム運用保守業務委託」により、システムの運用保守業務を2の事業者が請け負っている。本件は、同システムを用いて経年調査を行う上で必要となる同システムの運用保守を委託するものであることから、上記既契約の業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。そのため、2の事業者と随意契約を締結する。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担 当 部 署

指導部教育活動支援担当（電話：06-6208-9182）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度こどもサポートネット学校版スクリーニングシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

パナソニックコネクト株式会社

3 随意契約理由

本件は、大阪市こどもサポートネット（スクールソーシャルワーカーの配置）事業におけるモデル実施の一環として、公立大学法人大阪の山野則子教授の研究室で開発された「学校版スクリーニングシステム」を導入するにあたり必要となる運用保守を委託するものである。

本システムは、上記法人の研究室の独自の研究成果により開発されたものであり、その運用保守業務は、上記法人と業務委託契約を行った2の事業者が行っている。そのため、上記法人は2の事業者との契約に基づき独自の研究成果を提供していることから、他業者では技術面の対応が不可能であり、かつシステムの性能・作動状態等を保証し、システムの安定的な運用を行うための保守等を行うことができないため、2の事業者がシステム運用保守を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局指導部教育活動支援担当（電話番号 06-6208-9181）

随意契約理由書

1 案件名称

校務支援システム教職員健康管理機能運用保守業務委託

2 契約の相手方

ディアシステム株式会社

3 随意契約理由

校務支援システム教職員健康管理機能については、平成 26 年 5 月に一般競争入札により決定されたディアシステム株式会社（以下、当該業者）と契約を締結し、教職員健康管理機能におけるソフトウェアの開発を行った。

当該業者は本システムの開発運用業者であり、本システムの構造や内容を把握している業者であるため、異なる業者が改修・整備を行った場合、既存のシステムとの責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

よって本システムの運用保守業務委託について、当該業者との随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当
福利厚生グループ（電話番号 06-6208-9138）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 5 年度大阪市史編纂事業業務委託

2 契約の相手方

大阪市史料調査会

3 随意契約理由

市史編纂事業並びに史料の調査収集事業は、高度な歴史の知識と古文書等史料の取り扱いに習熟した者の従事が求められるが、現在一般業務として受託している業者・団体はない。

大阪市史料調査会（昭和 54 年度設立）は、「大阪市史編纂所運営委員会」（学識経験者 4 名、総務局長、教育長で構成）で審議・決定された「新修大阪市史編纂事業計画」（昭和 54 年度策定）に基づき以下の事業を行うことを目的に設立された団体である。

1. 市民の貴重な財産である地域の史料を次代に引き継ぐための所在調査
2. 市史関係史料の収集および整理・保存
3. 『新修大阪市史』の編集・刊行・頒布
4. 概説『大阪市の歴史』等のその他刊行物の編集・刊行・頒布

また、大阪市史料調査会は、昭和 54 年発足以来誠実に事業を履行し成果を上げている。本業務については、長年積み重ねてきたノウハウや継続性を発揮することにより安定的に運営できると考えられることから、他に履行可能な業者はなく、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 大阪市史編纂所（電話番号 06-6539-3333）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和5年度 ガスヒートポンプ空調機保守点検及びフロン定期点検業務委託
- 2 契約の相手方
大阪瓦斯株式会社
- 3 随意契約理由

ガスヒートポンプ空調機（以下「GHP 空調機」という。）は、増加し続ける電気需要量を削減するため、国からの要請を受け東京ガス株式会社と大阪瓦斯株式会社が共同で開発したガスエンジンを利用する消費電力の小さい空調機で、技術提供を受けたエンジンメーカー各社において製造されているものである。

教育環境の整備を目的に小中学校に空調設備の設置を推進していく中で、小中学校の設備環境及び利用環境に適していたことから、多くの現場で GHP 空調機が導入されることとなった。

なお、GHP 空調機を安定して利用するためには、保守点検が欠かせないが、修繕の必要が判明した場合に作業による責任の所在を明確にしつつ速やかに対応するためには、点検業者と修繕業者を同一にする必要がある。

本来であれば、入札により点検及び修繕の受注者を決定すべきであるが、小中学校に設置している設置時期の異なる複数メーカーの GHP 空調機約 6,500 台を効率的に管理するには、部品供給期間満了製品を含めたすべてのメーカーの GHP 空調機に対応できるノウハウを保有していること、速やかに修繕対応できる体制があることが必要である。

以上の条件を満たす事業者は大阪瓦斯株式会社のみであるため、大阪瓦斯株式会社と随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号
- 5 担当部署
教育委員会事務局 総務部 施設整備課（電話番号 06-6208-9081）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 非常通報設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

テルウェル西日本株式会社

3 随意契約理由

非常通報設備は、職員室などに設置されたボタンを押下すると、大阪府警察本部に通報され、警察官が直ちに学校へ出動するシステムである。

同設備は、非常時において確実に警察へ通報するため常時通電しており、日常における機器の管理が重要である。また、同設備は、自己診断機能により装置の状態を常時チェックし、そのデータを自動的に保守センターへ連絡しており、保守センターでは、緊急事態に備え回線の断線・短絡・混触といった異常を監視している。

現在、同装置の作動状況及び自己診断機能の結果を常時把握できる保守センターを有する業者は、テルウェル西日本株式会社のみであることから特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9081）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 5 年度大阪市生涯学習情報提供システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士テレコム株式会社

3 随意契約理由

教育委員会事務局においては、市民の自主的な生涯学習を推進するために、平成 14 年度に大阪市生涯学習情報提供システムを導入し、平成 26 年度に、入札により決定された上記業者と契約締結し、当該システムの再構築を行ってきた。

システムの運用保守については、システムプログラム上のトラブルだけでなく、操作機器本体の問題や操作方法との連動性、システム運用上の支障など多岐の要素があり、障害そのものも複合的な要因により発生するケースが想定されることや、システムがインターネットにより 24 時間の稼動を行っており、障害発生時の対応は緊急性を要する。これらの状況から、運用保守にあたっては、ソフト・ハードの両面に関する専門的な知識と技能を有する必要性があり、さらに、システムの根幹をなす「マルチメディアコンテンツボックス」が開発業者固有のものとなっているため、システムの運用保守は当該業者でないと実施できない状況にある。

したがって、当該システムの再構築業者である上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06-6539-3345）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度新今宮文庫運営事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪自彊館 三徳寮

3 随意契約理由

新今宮文庫は、厳しい生活環境下にあるあいりん地区の日雇労働者やその支援者および地元の要望を受け、平成2年3月に救護施設「三徳寮」の建物内に開設した。

その目的は、同地区の社会的に不利な立場や人権を侵害されやすい状況にある日雇労働者を主たる対象者として、その文化的・教育的機会を保障し、自己実現の向上に寄与しようとするものである。

救護施設「三徳寮」の管理者である社会福祉法人大阪自彊館は、明治45年、釜ヶ崎の地域改善(宿泊保護・職業紹介・授産事業)を目的として開設され、同地域の日雇労働者のための事業活動を開始した。現在では6箇所の救護施設をはじめとして多くの施設の管理運営を行い、あいりん地区内だけでも、3か所の救護施設のほか老人介護施設など8つの施設を持ち、地域福祉の向上をめざした大規模なサービスを展開している。

大阪自彊館では、長年にわたって、あいりん地区の抱える課題に積極的に取り組み、時代のニーズに応じたサービスを展開してきている。これまでに行ってきた事業としては、簡易食堂の開設、物品廉売所(大阪市公設市場の前身)、公益質屋、保育所、生活・育児相談、診療所等の事業、失業者や遺族の保護のための授産事業、司法保護事業、地域住民の交流、給食サービス、夜間巡回相談社会事業誌の発行等、幅広い分野での実績がある。現在では、障がい者福祉、生活訓練、体験宿泊、老人居宅介護・支援、アルコール依存者対策事業、野宿労働者の自立支援などを中心としたサービスを行っている。

大阪自彊館は、上記のようなこれまでの事業活動をふまえ、あいりん地区の地域事情や地域住民の文化的・社会的ニーズの把握には、長年にわたり特段の実績を有し、時代のニーズに応じて常に先駆的な役割を果たしてきたと、大阪府社会福祉協議会福祉サービス第三者評価センターの評価を得ている。

新今宮文庫の運営にあたっては、事業の対象者であるあいりん地区の日雇労働者に対しての特段の配慮が必要である。また、その読書環境の整備、さらには読書を通じた生活環境の改善を図るためには、労働者の生活状況など地域事情に精通し、かつ地区労働者の支援に関する幅広い知識・ノウハウや経験を有している必要がある。

以上のことをふまえ、「三徳寮」本体を運営している大阪自彊館は、新今宮文庫の運営について、もっとも効果的で効率的な事業運営のできる唯一の団体であることから、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当(電話番号 06-6539-3346)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立中央図書館 中央監視制御設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

KOSネットワーク株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

中央図書館の中央監視制御設備は日本電気（NEC）製であり、中央図書館の施設・設備に対応した特定の機種構造や固有のプログラムを有している。

上記業者は、当該機の納入業者であり、保守が可能な唯一のメーカー代理店となっているため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3316）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立中央図書館 電動集密書架保守点検業務委託

2 契約の相手方

金剛株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

中央図書館の電動集密書架は、台車のモーター制御から、液晶表示、照明灯制御まで一括管理するシステム制御を金剛株式会社が開発、施工した。本業務においては各機器だけではなく、システム制御も含んだ保守点検である。

機器の保守に当たり制御機器等の特注機器を整備できる業者は、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立中央図書館 自動制御設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

ジョンソンコントロールズ（株） 大阪支店

3 随意契約理由

大阪市立中央図書館の自動制御設備は、ジョンソンコントロールズ株式会社製であり、上記業者がメーカーとして施工した。自動制御設備は、中央図書館の熱源機器と空調設備を総合的に監視・運転・制御を行っており、今回の業務委託においては、特定される機種の種類、構造、プログラム、操作等、特定の機種に特化した高度の知識・技術が要求される。当図書館の自動制御設備に精通し、的確に業務を実施できるのは上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3316）